

大規模小売店舗立地法による意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により意見書の提出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 6年 9月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクシオス千種

名古屋市中区新栄三丁目2019番地 ほか 5筆

2 意見書の提出状況

提出された意見書の件数

1件

3 提出された意見の概要

(1) 施設の配置及び運営方法に関する事項

ア 駐車需要の充足等周辺の住民の利便及び商業その他の業務の利便確保のための配慮事項

(ア) 駐車需要の充足等交通に係る事項

a 駐車場の位置及び構造等

(a) アクシオス千種の商業棟にロピア、サンドラッグ及びセリアがオープンし、来店客が急増している。しかし、駐車場の出入口である歩道には交通誘導員が配置されておらず、通行人の安全確保が行われていない。

(b) 人気店のため休日は車が頻繁に出入りするが、広小路出入口及び西出入口では交通誘導が行われておらず、通行人と車が接触し

そうになっても誘導する人がいない。危険なので交通誘導を行ってほしい。

- (c) 休日の歩道は買物客が通行し、買物カゴを満載にした自転車も通る。付近に学習塾もあり学生も通る。広小路出入口及び西出入口から出てきた車が、歩道で事故を起こさないように、安全の確保を図ってほしい。
- (d) 広小路出入口から勢いよく車が出てくるため、歩道で何度もひかれそうになった。
- (e) 来店客の車は、西出入口及び広小路出入口で歩道を横切り、構内車路を通過して、立体駐車場に入庫する。来店客が多い土曜日及び日曜日に構内車路が大渋滞し、立体駐車場ゲート付近では、西出入口から入った車と、広小路出入口から入った車が小競り合いを起こすなど危険な状態になっている。渋滞にもかかわらず警備員による交通誘導が行われていない。いずれ事故になる危険性が高い。
- (f) 西出入口及び広小路出入口の両方から入庫してきた車が、我先に立体駐車場ゲートに向かい、接触事故が起こりそうな危ない状況を 2 回目撃した。
- (g) 開店後の半月（5月15日から 6月 2日まで）、50日祭（7月 5日から 7月 6日まで）及びお盆セール（8月10日から 8月18日まで）期間中以外は、交通誘導員が全く配置されていない。土曜日及び日曜日も交通誘導員が配置されていない。平日はともかく、土曜日、日曜日及びロピアのイベント開催日は車での来店客が多いので、交通整理を行ってほしい。
- (h) 何度も店舗や管理会社に、土曜日及び日曜日の交通誘導員の配置を要望しているが、テナント間で費用按分の合意ができていないことを理由に断られている。管理会社とテナントは費用按分の問題を穏便に解決し、土曜日、日曜日及び祝日並びにイベント開催日の交通誘導員の配置を行ってほしい。
- (i) 経済産業省が告示している「大規模小売店舗を設置する者が配

慮すべき事項に関する指針」では、「自動車による来客が多数見込まれる場合においては、駐車場の出入口等来客の誘導若しくは交通安全上重要な地点に交通整理のための人員の配置を行うなど適切な措置を講ずることが必要である。」と記載されている。現在は土曜日及び日曜日に渋滞が発生しても、交通整理のための人員の配置が行われておらず、上記の指針が守られていない。

(j) 経済産業省が告示している「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」では、「周辺道路において入庫待ち車両による新たな渋滞が発生するなど、周辺道路の交通に大きな影響が生じると予想される場合においては、設置者は適切な位置に複数の駐車場を設置することにより、必要な入庫処理能力の確保を図ることが必要である。」と記載されている。現在は土曜日及び日曜日に立体駐車場が満車になっても、近隣駐車場への誘導が行われず、入庫待ちの車が構内車路で渋滞を引き起こしており、上記の指針が守られていない。

(2) 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に示されたもの以外の事項

ア 休日に立体駐車場が満車になっても、来店客の車が際限なく構内車路に入ってくるため、広小路出入口から立体駐車場までの構内車路が渋滞になる。渋滞になると、消防活動用空地への進入路も遮断されている。名古屋市の消防用設備等技術基準の「2-1 消防活動用空地等の設置指導基準について」に記載されている「建築物の所有者、管理者又は占有者は、消防活動用空地等を常に良好に維持管理すること」に違反しており、消防活動に支障をきたす。消防活動に支障が出ないように、広小路出入口で警備員による進入制限をお願いする。

イ 駐車場につながる構内車路で渋滞が発生し、構内車路を共有するマンション住民の駐車場の出入りが困難になっている。

ウ 立体駐車場が満車でも、構内車路への進入制限が行われず、来店客の車が制限なく構内車路に入ってくる。そのため構内車路が渋滞になり、住民はマンション駐車場に入れなくなっている。せめて満車時は車を構

内車路に進入させないようにしてほしい。

エ 広小路出入口から立体駐車場までの構内車路を、来店者の駐車場への入庫待ちスペースとして使用されると、マンション居住者の駐車場の出入りができなくなり、居住者の生活環境に深刻な悪影響がある。

オ 休日の夕方に西出入口から山のように車が列をなしていることがあり、マンション居住者用の駐車場に入るのがとても不便になった。

カ 渋滞が発生するため、友人に気軽にマンションに寄ってもらうことができなくなった。

キ 構内車路が渋滞するため、最悪仕事に間に合わなくなる。

4 提出された意見書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

中区役所情報コーナー、千種区役所情報コーナー及び東区役所情報コーナー

5 意見書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 9月26日から同年10月28日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課